

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度第1回芦屋市社会福祉審議会		
日時	令和4年11月11日(金) 午後3時～午後4時10分		
場所	芦屋市役所 南館4階 大会議室(事務局)、ウェブ会議		
出席者	会長 松井 順子 副会長 平野 隆之 委員 澤田 喜博、松木 義昭、浅海 洋一郎、渡邊 史恵、 岡本 直子、浦野 京子、鈴木 珠子、辻原 永子、 納谷 周吾、谷 仁、桑田 敬司、橋野 浩美、上月 浩、 佐藤 徳治、中山 裕雅 欠席委員 小野セレストア摩耶、佐瀬 美恵子、加納 多恵子、 森 愛子、山内 祥弘		
事務局	福祉部地域福祉課	課長	山川 尚佳
	〃	主幹	吉川 里香
	〃	係長	堂ノ前 貴洋
	〃	課員	梅林 健祐
会議の公開	■ 公開		
傍聴者数	0 人		

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 会長・副会長の選出

(5) 議 事

ア 第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業について

イ 地域福祉部会の実施について

ウ その他

2 提出資料

資料1 第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業について

資料2 重層的支援体制整備事業実施計画(素案)

資料3 社会福祉審議会地域福祉部会の実施について

3 審議内容

(1) 開 会

(会議の成立)開会時点で委員総数22人中17人の出席により成立

(2) 会長・副会長の選出

互選により会長を松井 順子氏、副会長を平野 隆之氏に決定

(任期:令和6年3月末まで)

### (3) 議 事

#### ア 第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業について

<松井会長>

それでは議事アの「第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業について」事務局より説明をお願いします。

<事務局：堂ノ前>

昨年度、社会福祉審議会で議論いただいた第4次地域福祉計画について、改めてご説明いたします。

まず、計画書本編の1ページ目をご覧ください。芦屋市では、地域福祉とは誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくこととしています。

計画書本編の5ページの図では、市全体の基本方針である総合計画の部門別計画であり、地域福祉を総合的に推進していくための「保健福祉のマスタープラン」として地域福祉計画を位置付けております。

具体的には、高齢・障がい・子どもをはじめとした各分野に共通する理念や各分野の活動基盤となる地域福祉活動の方向性を示す性格を有しております。また本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画です。

資料1では、第4次地域福祉計画の概要を示しております。第4次地域福祉計画における基本理念を「みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます」と掲げています。

芦屋市に限らず、日本を取り巻く社会情勢として、少子高齢化・人口減少、ICTの発達、コロナ禍などにより、社会のあり方や生活の変化が生じてきています。一方で、80歳代の親が50歳代の引きこもりの子の生活を支える8050問題、介護と育児を同時に担うダブルケア、本来大人が担うような家族の世話や家事を子どもが担うヤングケアラーなど、課題の複合化、「生きづらさ」の多様化など多くの問題が顕在化してきています。

このような背景のもと、基本理念の達成に向け、3つの推進目標を立てています。推進目標1では、地域福祉の推進体制の整備、参加につながる相談支援体制の充実・強化に取り組み、多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。推進目標2では、地域福祉を広げる取組の実践、身近な地域で参加できる場づくりを進め、地域の力をあわせて多様な参加の場をつくりまします。推進目標3では、地域福祉とまちづくりの結びつきを強めること、人材育成に取り組み、様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

この推進目標に沿って、資料1の裏面に20の施策を位置付けているものがございます。このイメージ図のように、それぞれの領域で補い合い、芦屋市の地域福祉を推進していきたいと

考えています。第4次地域福祉計画の推進において、重層的な支援体制を整備していくことが重要な部分を占めています。

資料1の表面の右下部分に、重層的な支援体制の整備について記載しておりますが、高齢・障がい・子どもといった分野を問わない包括的な相談や社会への参加支援、地域づくりにつなげて施策を進めることで、重層的な支援が可能となり、誰もが暮らしやすい地域になることを目指して、取り組んでいきたいと考えています。第4次地域福祉計画の特色としては、重層的な支援体制を整備し、重点的に取り組んでいこうとするところです。第4次地域福祉計画の説明は以上です。

<事務局：吉川>

続きまして重層的支援体制整備事業について説明させていただきます。資料2をご覧ください。重層的支援体制整備事業は地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制を構築するための具体的な手段として国が整備したものです。事業の取組は、各市町村の任意事業となっています。芦屋市では、これまで進めてきた地域づくりをさらに進めることを目的に、重層的支援体制整備事業を令和4年度より実施しています。

重層的支援体制整備事業では、新たな相談窓口等を設置するのではなく、これまでの既存の事業を見直しリノベーションを行うことで、包括的な支援を実施し、地域共生社会の実現を目指していきたいと考えています。

実施計画の「1 重層的支援体制整備事業の概要」では、事業の背景や進め方について記載をしています。「2 計画の趣旨と位置付け」で、社会福祉法第106条の5に基づき策定するものとしております。また、実施計画の策定にあたり、地域住民、支援関係機関、その他の関係者の意見を適切に反映するように努めることが、社会福祉法に規定されております。地域の関係機関を中心に構成する地域福祉推進協議会や行政内の地域福祉計画に携わる関係課が集まる会議などで案を提示した上で、本日の社会福祉審議会を迎えております。

この実施計画では、1に記載のとおり、すでに取り組んでいる地域づくりや相談支援の拡充を図り、実施していきます。また、地域福祉計画のリーディングプロジェクトとして位置付け、重点的・横断的に取り組み、各施策の効果を相乗的に発揮することを目的にしており、本計画の事業を推進することで、地域福祉計画を進めていきたいと考えています。

「3 計画期間」及び「4 事業評価及び推進」では、計画の期間と評価について記載しています。計画の期間は地域福祉計画と同様に5年間で、毎年度関連の深い協議の場において報告、議論、評価をいただき、その結果を社会福祉審議会地域福祉部会へ報告し、見直しながら計画を進めていきたいと考えています。

具体的な取組は、2ページ以降に記載しており、取組の構成は5つの柱にそれぞれ2つから4つの取組を記載しております。見方として、2ページ目に「(1) 多機関協働の体制整備」の隣に「(包括的相談・多機関協働・アウトリーチ【個別】）」とあり、重層的支援体制整備事業

における事業との関連性を記載しております。その下の「〔地域福祉計画関連施策〕」「〔地域福祉推進計画関連アクション〕」では、市の地域福祉計画の施策のどの項目と関連が深いのか、社会福祉協議会が策定した地域福祉推進計画のアクションとどの項目が深く関連しているのかを記載しております。

次に、「ア (仮) 多機関協働推進委員会の設置 (生活困窮者自立支援推進協議会のリノベーション) <中心となる取組主体: 地域福祉課>」と記載のとおり、それぞれの項目について、どこが取組の中心となるのかを記載しています。

計画の構成として、それぞれの取組を左ページに、関連する取組を右ページに図示したものを記載することで、視覚的にも分かりやすい計画となるよう工夫を加えたいと考えております。検討中の点もあり、図の下に説明文を追記する予定ですが、現段階ではまだの状況です。

それぞれの具体的な取組が目指すところについて、ご説明いたします。「(1) 多機関協働の体制整備」について、個別支援をベースにしつつ、参加支援や地域づくりを意識して多機関が協働する機会として、アからウの場の設定を記載しています。ア、イはすでに実施している既存の会議体の内容を見直しながら、機能充実を図っていきたいと考えています。

「(2) 個別支援からの課題抽出・資源創出」として4つの取組を記載しており、個別支援を通じて見えてきた課題抽出に留まらず、課題解決のための具体的な実践につなげるための取組を記載しています。

「(3) 参加支援の場づくりの取組」は、現在、生活困窮者支援や障がいのある人への支援をはじめ、様々な場面で参加の場、居場所づくりがキーワードとなっています。居場所に限らず、社会的に孤立している人が、社会と接することのできる場を作っていくために、アからウの取組で進めていきたいと記載しています。

「(4) 地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進」では、これまで社会福祉協議会が中心に進めてきた地域づくりをさらに充実させる取組として、アからウの記載をしています。

「(5) (1)～(4)を推進する人材育成」では、重層的支援体制整備事業を進めていく上で、事業に関わる人が様々な視点を持ち合わせながら協働して関わっていくことが非常に重要になってきます。事業として人材育成の項目があるわけではありませんが、どの事業を推進するにあたって、人を育てて協働する意識を共有して持つことが大切であり、人材育成の項目を(5)として取り扱っております。

「6 実施内容及び実施体制」では、交付金に紐づいているそれぞれの高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野で、どのような事業を実施しているのかを記載しております。分野とそれぞれ実施している事業内容、実施方法、実施場所や所管課等を記載しております。

最後のページでは、年度計画ということで令和4年度から令和8年度までのそれぞれの取組について、実施する項目を視覚化しています。

記載している取組などは今年度も含め、当面の取組として記載しており、計画期間の中で進

捗に応じて、見直しや変更があると思われます。おおむね令和7、8年度には、実践が伴って  
いく形で検討して進めていきたいと考えています。説明は以上です。

<松井会長>

ありがとうございました。平野副会長より、補足説明等ありましたら、よろしく願いいた  
します。

<平野副会長>

第4次地域福祉計画等を初めてご覧になる人もいますので、3点ほど補足いたします。1点  
目は、説明にもあった「重層的」という言葉の意味についてです。非常に理解が難しく、これ  
までは国も「包括的な支援」など「包括的」という言葉を使用してきましたが、「包括的な支  
援体制」を具体化する事業として「重層的」という言葉が使われています。どう違うのかを説  
明したいと思います。

まず、資料2の1ページ、項目1の第2段落で、属性を問わない「相談支援」「参加支援」  
「地域づくりに向けた支援」と記載があります。相談、参加、地域づくりというのは、支援の  
論理が異なっており、財政的な支援の内容も異なっている分野です。相談支援は、法的に義務  
付けられた地域包括支援センターを設置することなどが該当し、義務的で、しかも国の補助率  
が明確な分野です。参加支援は地域福祉が実施してきた部分であり、地域づくりはまちづく  
り、地域協働といった領域で、支援の性格が大きく異なっています。地域づくりは、必ずしも  
福祉行政ではないということです。

そういった意味で、これらを包括的に捉えることは難しく、「相談」という層、地域福祉が  
担う「参加」という層、まちづくりが担う「地域づくり」の層、この3つの層を縦につなぐと  
いう意味で「重層的」と呼んでいます。3つの層を重ね合わせて、支援を行う、一体的に実施  
する意味であると理解いただけると良いと思います。

高齢者や障がい者、子どもといった属性を問わない場合に、包括的に支援したり、それぞ  
れの制度で漏れてきた人を包括的に支援するなど、これまでは「包括的」と使ってきましたが、  
今回は性格の異なる、福祉分野以外の領域をも基盤にしながらも、3つの層を一体的に行うこ  
とが「重層的」ということです。

重層的な支援が地域福祉計画に必要なのか、また地域福祉が重層的な支援に求められてい  
るのかは、「参加支援」が「相談支援」と「地域づくり」をつなぐ中間にあり、そこを主に地  
域福祉が担ってきたので、両者を協力して実施する関係として地域福祉が担っていくとい  
いのではないかという国の判断でもあり、芦屋市の判断でもあります。

包括的と重層的の区別が、どの自治体の現場でもついておらず、自治体が混乱している最大  
のポイントです。重層的支援体制整備事業は、義務的な事業ではなく手上げ方式であり、積極  
的な自治体に取り組む事業です。昨年度、芦屋市は本格的な実施に手を挙げておらず、今年度

から手を挙げました。昨年度は、全国で42の自治体が手を挙げました。今年度は、134の自治体が手を挙げています。134の自治体のうちに、芦屋市が含まれており、全国の約1割の自治体が手を挙げています。また、兵庫県下でもリーダーシップをとっている自治体だとみなすことができます。

2点目は、資料2の2ページ(1)で体制整備との記載があります。この事業が重層的な体制整備の事業であり、どのような会議体をつくって進めていけば良いのか、どのような人材を配置して進めていけば良いのかといった、事業そのものの内容よりは、支援する事業を支えるような体制の整備を進める事業の性格を持っています。委員会を設置する、会議を構築するといった表記であり、設置するだけでうまく機能するのかといった意見はあるかもしれませんが、この計画の基本は体制の整備を行うもので、国はそういった事業に補助する関係になっています。

図では、体制整備の関係図を示しており、色が重なっている部分は、上段が「相談」、中段が「参加」、下段が「地域づくり」をそれぞれ担い、それらを重ね合わせるような会議運営を目指していることが、体制整備の一つの特徴です。

(2)も同様であり、具体的な解決に向けて促進できるような、資源を生み出すような体制整備を構築することについて記載されています。

(3)以降は、具体的なプログラム、事業となっており、参加支援の場をつくるといった性格として導入されています。(3)で居場所について記載がありますが、ここでも基本的には拠点をつくるといった体制整備を実施することとしています。(3)は具体的な「参加」に焦点をあてた体制整備であり、(4)では「地域づくり」に焦点を置いたプログラムづくりとしています。まちづくりへの広がりが必要であり、今後、そこへ向けて広げていくように、アに地域プロフィールと掲げていますが、地域住民と協働できるような幅広い地域の活動状況をプロフィールし、バックアップできる方法を目指すかどうかということが2点目です。

「相談」はこれまでの相談体制をより効果的に生かすという内容です。「参加」と「地域づくり」は実際に地域福祉が中心に担っていくこととなりますが、体制を整備していき、かなり地域の方の協力、協働を得ないといけないので、(4)はそういった内容となっています。

最後は、地域福祉計画とその後のフォローの中でも議論のあったことで、結果的に体制整備の中で一番難しいことは、人材を育成するマネジメントについてです。これは、厚生労働省が重層的支援体制整備事業を制度化する中で、落としてきた部分です。厚生労働省の担当者と議論する機会があり、人材育成について弱かったことを認めています。芦屋市も今後のことを考えると、より福祉に留まらないまちづくりとの関係、問題を解決した後もその人が地域で活躍できるようにしていく必要があります。福祉の視点を持った相談支援の人たちを育てていこうという方向性をもって、人材育成を強化しようとしています。

全国の約1割の自治体が模索しながら取り組んでいる中で、先日兵庫県下の自治体や社会福祉協議会のスタッフなど、約150人が参加する研修があり、その際の実例として、芦屋

市の事例が取り上げられました。本日の審議を経て、多様な意見をいただき、より強化できると良いと考えています。

<松井会長>

平野副会長ありがとうございました。包括的、重層的の意味の違いや、芦屋市が1割に含まれていることなど、非常に励みになるご説明でした。ご質問等ありますでしょうか。

<浅海委員>

包括的、重層的の考え方の違いがより詳しく見えてきました。当初、重層的について聞いた時に、各担当の責任の所在があいまいになってこないかなど懸念していましたが、包括的な考え方よりもより責任の所在が明確になってくると感じました。

その中で、地域づくりに向けた支援を、福祉の分野から離れて、多くの機関と連携して進めていくということでした。計画の策定に該当する部分ですので、具体的な団体の明記は難しいと考えますが、こういった団体などと連携することで地域づくりを推進できるなどの考えがあればお聞きしたいです。

<事務局：吉川>

具体的な団体にアクションを起こしている状況はないのですが、資料1の裏面に地域福祉計画の施策の関連図を記載しております。右側部分に市民活動とのつながりづくりという枠があります。地域福祉計画の策定時に協力できると良いと考えていた先です。本日もご出席いただいている橋野委員のあしやNPOセンターをはじめとして、ボランティア活動、市民活動をしている団体など、また図の中央には小地域福祉活動の推進と記載があり、自治会など書かせていただいておりますが、福祉と関連性を持ちやすい団体などから協働を進めていくことが出来れば良いと考えております。

<浅海委員>

NPO法人、自治会、福祉にかかわりのある方と協働することも必要だと考えますが、すでに現時点で地域づくりに関わっていると感じます。新しい視野にも目を向けてほしいです。例えば、専業主婦の方など芦屋市にも多くおられますが、その中でも専門的な知識を持っている方などもおられます。社会に貢献したい、地域福祉に貢献したいと思っている人は多くいます。そういった方と協働し、コミュニティをつくれるような場づくりを考えていただくと良いと感じます。それが人材発掘や育成につながると考えます。

<松木委員>

居場所づくりについてお聞きしたいです。芦屋市では、原則新たな集会所の設置をしないと

決めています。しかし、住民同士のコミュニケーションの活性化のためには、老若男女、世代を超えた人が集まる居場所が必要だと感じています。昨日開催されたまちづくり懇談会でも議題として挙がっていましたが、芦屋市は原則により集会所はつくらないということでした。住民から提案されたように、空き家の活用などを通じて、居場所づくりができるのではないかと考えています。

人材の育成について、芦屋市で実施したアンケート結果で、何かに取り組みたいと思っている人は多くいます。しかし、きっかけがないなどを理由に参加していない人が多くいます。そういった方たちが、どのように参加いただくのかを検討し、人材を集め、そして育成していくことができるのではないかと考えていますが、その点についてどうでしょうか。

#### <納谷委員>

昨日のまちづくり懇談会で、地域に集まる場所がないという意見が多数の町から意見としてあがっています。集会所が欲しいという意見に対して、行政はシャットアウトの状況です。福祉も含めてと言っていましたが、自治会からも福祉のために集会所の開設は、絶対条件ではないかと思えます。

そろそろ、福祉にはお金がかかるということを考えてもいいのではないかと考えています。ボランティアはすべて無償でしょうか。すべてが無償という前提でスタートすると、人材不足も含めて、現状厳しいのではないかと思えます。有償ボランティアといった考え方を導入していかないと、人が集まってこないのではないかと思えます。私の所属している自治会では、民生委員や福祉推進委員、老人会などの方々が参加し、協議していますが、ほかの自治会ではそうではないこともあります。そういった各団体をまとめ上げていく地道な活動が大変重要でないかと思えます。

#### <松井会長>

有償ボランティアについてお話がありましたが、平野副会長からご助言ありましたら、お願いいたします。

#### <平野副会長>

まず、松木委員と納谷委員から発言のあった地域の居場所について、行政が集会所一般を新たにつくることに抵抗があることは一定理解するところです。一方、空き家の活用や多機能的なスペースについて、どこの自治体も模索しているように感じます。

私が所属している大学が愛知県にあり、愛知県下の状況も調べていますが、ジブリパークで有名になった長久手市があります。そこでは、地域共生ステーションという名称で、様々な機能を持った拠点をつくっています。集会所という名称ではなく、地域共生、各種団体を横断するような、高齢、障がいを問わないことを目的とした機能を持ったステーションの整備をして

いこうとしています。集まって話し合う一つの機能だけで、拠点が整備されていくことは難しい状況にあると思います。様々な機能を併せ持った、様々な財源を併せ持った拠点づくりや整備は、何らかの形で進めざるをえないと感じます。実際に社会参加の場を作ろうとした際、そういったことが求められると感じます。

ボランティアの有償化については、以前から議論されていると思います。具体的に他の自治体では、ポイント制の導入をしているところもあります。子どもの社会参加を促進するために、地域で活用できる通貨を提供している取組もあります。大阪ですと、箕面市で取組としてあります。以前から言われている、単純なボランティアの有償化とは違い、地域を活性化するための取組と組み合わせて実施することは一つの方法であると考えています。芦屋の風土を考えると、有償化の有用性は不明ですが、そういったことがまちづくりにつながるような新しい仕掛けも必要であると思います。

<松井会長>

ひとつの財源ではなく、様々な財源の活用を通じて取り組むことについてお話しいただけたかと思います。

#### イ 地域福祉部会の実施について

<松井会長>

それでは議事イの「地域福祉部会の実施について」事務局より説明をお願いします。

<事務局：堂ノ前>

資料3をご覧ください。まず、地域福祉部会の役割ですが、芦屋市社会福祉審議会規則第4条第1項のとおり、芦屋市地域福祉計画の推進及び評価等となっております。令和3年度で終了した第3次地域福祉計画の総括を地域福祉部会でお示しするとともに、第4次地域福祉計画において重要な事業である重層的支援体制整備事業に関して、実施計画やその推進をご議論いただきたいと思いますと考えております。

次に構成案と書かれた表をご覧ください。こちらは前回ご協力いただいた構成委員の方々に引き続きお願いしたいということで事務局の案としてまとめたものです。本来、専門部会の委員構成については、会長が指名することとなっておりますが、本日会長が決定されたばかりですので、事務局案を先に提案させていただき、了承を得た上で会長からご指名いただくといった形を取らせていただきたいと思います。

地域福祉の推進には、高齢や障がい、生活困窮やその他様々な分野の福祉に関わる必要がありますので、17名という大人数にはなりますが、委員の皆さまから幅広い意見をいただきながら進めたいと思っています。任期は社会福祉審議会と同様、令和6年3月31日までです。

また、部会長及び副部会長につきましても、前回に引き続き、平野副会長に部会長を、澤田委員に副部会長をお願いしたいと考えております。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。地域福祉部会の今後の開催予定です。第1回地域福祉部会を11月21日に、第3次地域福祉計画の総括の報告及び重層的支援体制整備事業について、特に実施計画と推進体制について協議いただきたいと思いますと考えております。

来年度は重層的支援体制整備事業のうち、令和4年度の評価及び新年度の実施計画についての開催を考えております。事務局からは以上です。

<松井会長>

ありがとうございました、まずは、委員構成から協議したいと思います。前回と同じ委員構成での事務局側の提案がありましたがいかがでしょうか。ご質問、ご意見があればお願いいたします。

特に反対がなければ、この委員構成で部会を進めていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

<松井会長>

それでは、改めて資料の構成案のとおり、今期の地域福祉部会の委員を指名させていただきます。よろしくお願いたします。他に議事イについてご質問等はございませんか。

ウ その他

<松井会長>

本日の議事は以上になります。それでは事務局から事務連絡をお願いします。

<事務局：山川>

皆さま、ご審議ありがとうございました。本日いただいた意見をもとに、内部で協議させていただきます。本日の議事録を作成し、一旦案が出来上がった段階で皆さまに議事録案をお送りします。

部会委員の皆さんにおかれましては、11月21日（月）13：30からご出席をお願いいたします。事務局からは以上です。

<松井会長>

それでは、第1回社会福祉審議会を閉会いたします。皆さまお疲れ様でした。